



かかみがはら

KAKAMIGAHARA NEWS LETTER

「広報各務原」Vol.1370 (2020年6月1日号)

が ん ば ろ う、
各 務 原。



新型コロナウイルス
感染症に伴う支援事業

新型コロナウイルス感染症に伴う、

個人や事業者に対する主な支援事業

をお知らせします。

June 2020

6
1

支援事業一覧

事業者

事業継続や雇用維持に対する助成など、事業者を対象にした支援事業です



給付・助成・補助金

8 P

- 18 持続化給付金 持続化給付金コールセンター ☎ 0120-115-570
- 19 創業者向け持続化給付金 市 商工振興課 ☎ 058-383-7284
- 20 雇用調整助成金 雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999
- 21 雇用調整助成金（上乗せ） 市 商工振興課 ☎ 058-383-7236
- 22 雇用調整助成金申請等手数料補助金 市 商工振興課 ☎ 058-383-7236
- 23 新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金（岐阜県小規模事業者持続化補助金） 県商工政策課 ☎ 058-272-8386
- 24 新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金（上乗せ） 市 産業政策室 ☎ 058-383-1697

減免・特例拡充・徴収猶予

8～9 P

- 25 中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置 資産税課 ☎ 058-383-4740
- 26 市税の徴収猶予「特例制度」 税務課 ☎ 058-383-4773
- 27 生産性向上特別措置法による固定資産税の特例措置の拡充 産業政策室 ☎ 058-383-1697

融資・融資補助

9 P

- 28 市小口融資 運転資金の保証料全額補助 市 商工振興課 ☎ 058-383-7284
- 29 国や県の信用保証協会保証の各種融資にかかるセーフティネット（4号・5号）などの認定 商工振興課 ☎ 058-383-7284

新型コロナウイルス感染症に伴う、個人や事業者に対する主な支援事業（5月19日時点）を紹介します。4～9ページでは一覧の番号順に詳細を掲載しています。これらの支援事業は、市ウェブサイト（それぞれのQRコード）でも見ることができます。

市 とあるものは、各務原市独自の支援事業です。

個人

各種給付金や税の減免など、個人を対象にした支援事業です



給付・支給

4～5 P

- 01 特別定額給付金 給付金相談専用ダイヤル ☎ 058-383-7295
- 02 児童扶養手当受給者「特別応援金」 市 子育て支援課 ☎ 058-383-1555
- 03 子育て世帯への臨時特別給付金 子育て支援課 ☎ 058-383-1555
- 04 「今こそ読書」ステイホーム支援事業 市 学校教育課 ☎ 058-383-1118
- 05 「絵本で応援」ステイホーム支援事業 市 子育て支援課 ☎ 058-383-1555
- 06 障がい児者サービス利用者負担助成事業 市 社会福祉課 ☎ 058-383-1252
- 07 住居確保給付金 市社会福祉協議会 ☎ 0120-198-365
- 08 傷病手当金（国民健康保険・後期高齢者医療保険）の支給 医療保険課（国保） ☎ 058-383-1099
医療保険課（後期） ☎ 058-383-1128

減免・徴収猶予

6～7 P

- 09 お家で手を洗おう! Wash! Wash! Wash! キャンペーン 市 水道総務課 ☎ 058-383-7111（上水道基本料金4カ月免除）
- 10 軽自動車税（種別割）の減免申請期限を延長 税務課 ☎ 058-383-4703
- 11 市税の徴収猶予「特例制度」 税務課 ☎ 058-383-4773
- 12 個人市・県民税の減免 市民税課 ☎ 058-383-1114
- 13 介護保険料の減免の特例制度・徴収猶予 介護保険課 ☎ 058-383-1778
- 14 国民健康保険料の減免の特例制度・徴収猶予 医療保険課 ☎ 058-383-1112
- 15 後期高齢者医療保険料の減免の特例制度・徴収猶予 医療保険課 ☎ 058-383-1128
- 16 国民年金保険料の免除・猶予の特例制度 岐阜南年金事務所 ☎ 058-273-6161

貸付

7 P

- 17 生活福祉資金貸付制度 市社会福祉協議会 ☎ 0120-198-365

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に 伴 う

支 援 事 業 詳 細

01 特別定額給付金

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、家計への支援を行うため、特別定額給付金を支給します。支給は1回限りで、給付対象者1人につき、10万円を支給します。
受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主
給付対象者 基準日（令和2年4月27日）に、各務原市住民基本台帳に記録されている方

【申請方法】

給付金は、感染拡大防止の観点から、郵送またはインターネット（オンライン）で申請してください。申請には、次の書類が必要です。
必要書類 ①特別定額給付金申請書②申請者（世帯主）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなどの）の写し③申請者（世帯主）の振込先金融機関口座確認書類（銀行通帳、キャッシュカード）の写し

郵送申請

市から受給権者宛てに、給付金のお知らせと申請書を郵送します。
申請 5月27日～8月26日（当日消印有効）に、市から郵送された申請書に振込先口座などを記入し、上記必要書類①～③を同封し、返信用封筒で送付

オンライン申請

オンライン申請には、受給権者のマイナンバーカードや、読み取り対応のスマートフォン（またはパソコンとICカードリーダー）が必要です。
申請 国のマイナポータル（左記QRコード）で、振込口座などを入力し、必要書類③をアップロードする



【相談・問い合わせ】

窓口相談

産業文化センター1階あすかホール（那加桜町2）
日時 6月8日～19日 午前9時30分～午後4時30分（土・日曜日は除く）
■鶴沼市民サービスセンター（鶴沼羽場町2）
日時 6月22日（月） 午後1時～4時30分、23日（火） 午前9時30分～午後4時30分、25日（木） 午後1

時～4時30分、26日（金） 午前9時30分～午後4時30分
電話相談
■市役所給付金相談専用ダイヤル
午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日は除く）に、☎058（383）7295
■総務省特別定額給付金コールセンター（オンライン申請、制度に関するお問い合わせ）
午前9時～午後6時30分に、☎0120（260）020

【給付金詐欺にご注意】

給付金は、原則として申請者（世帯主）の本人名義の金融機関口座に振り込みます。
特別定額給付金を支給するために、市や総務省などがATMなどの操作や手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。
自宅や職場などに、市や総務省の職員などをかたる不審な電話がかかってきたり、メールが届いたりしたら、迷わず市役所特別定額給付金対策室や最寄りの警察署にご連絡ください。

02 児童扶養手当受給者「特別応援金」【市独自】

ひとり親家庭などを支援するため、児童扶養手当を受給している方に、「特別応援金」を支給しました。支給は1回限りです。

対象 令和2年4月1日時点で市に住所を有し、各務原市で令和2年4月分の児童扶養手当を受給した方（該当の方には、個別に案内済）

支給金額 児童扶養手当対象児童1人につき3万円

支給日 5月14日（木）

詳細 子育て支援課 ☎058（383）1555

03 子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

対象の方には、個別に案内を発送しました（所得が児童手当の所得制限限度額を超え、特例給付を受給中の方は対象外です）。届いていない場合は、下記までご連絡ください。

また、市内在住の公務員の方は、所属庁の担当部署にお問い合わせください。

給付・支給

04 「今こそ読書」ステイホーム支援事業【市独自】

児童生徒の家庭生活を豊かにしてもらうため、「図書カード」（5000円分。1人につき1枚）と「おすすめの本一覧」を配布します。

対象 令和2年5月1日時点で、市の住民基本台帳に登録されている小・中学生

備考 5月末ごろから、▼市立小・中学校在籍II学校を通じて配布▼私立学校等在籍II簡易書留で郵送

詳細 学校教育課 ☎058（383）1118



05 「絵本で応援」ステイホーム支援事業【市独自】

親子のふれあいを深めてもらうため、「図書カード」（5000円分。1人につき1枚）と「おすすめの本リスト」を配布します。

対象 令和2年5月1日時点で、市の住民基本台帳に登録されている未就学児

備考 5月末ごろに、簡易書留で郵送

詳細 子育て支援課 ☎058（383）1555

06 障がい児者サービス利用者負担助成事業【市独自】

施設への通所サービスなどの利用を自粛している障がい児者が、自宅で電話や訪問などにより健康管理や相談支援などのサービスの提供を受けた場合、利用料の自己負担分を助成します。

詳細 社会福祉課 ☎058（383）1252

07 住居確保給付金

失業などにより収入が減少し、家賃が払えない方に、求職活動を行うことを要件に、家賃相当額（上限あり）を支給します。

詳細 市社会福祉協議会 ☎0120（198）365

08 傷病手当金（国民健康保険・後期高齢者医療保険）の支給

令和2年1月1日～9月30日の間に、新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった場合、傷病手当金を支給します。

対象 国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者で、給与支払いを受けている人

備考 詳細は、市ウェブサイト（左記QRコード）をご覧ください

詳細 医療保険課 ▼国保II ☎058（383）1099 ▼後期II ☎058（383）1128



支援事業

減免・徴収猶予

09 お家で手を洗おう！
Wash! Wash! Wash!
hi! キャンペーン **【市独自】**

家庭での生活時間の長期化に対し、上水道の基本料金を4カ月間免除します。手続きは不要です。
手洗いの徹底のほか、お子さんの料理やお菓子作り、趣味の家庭菜園などを楽しんでください。
詳細 水道総務課 ☎ 058(383)7111

10 軽自動車税（種別割）の減免申請期限を延長

税務課窓口の混雑を緩和するため、軽自動車税（種別割）の減免申請期限を、令和2年6月30日（当初は令和2年6月1日）まで延長します。
対象 障がい者の方に対する減免のうち、令和2年4月1日時点で、すでに軽自動車を所有しており、減免要件を満たしているもの。ただし、「車いす移動車」などの構造が変更されている自動車の減免は、郵送で

申請ができるため、対象外
詳細 税務課 ☎ 058(383)4703

11 市税の徴収猶予「特例制度」

収入に相当の減少があった方は、最大で1年間、市税（令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する市・県民税、固定資産税などすべての市税）の徴収の猶予を受けられます。
対象 次の全てを満たす納税者・特別徴収義務者 ▼ 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）に、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した ▼ 一時に納付し、または納入を行うことが困難である
詳細 税務課 ☎ 058(383)473

12 個人市・県民税の減免

令和元年中の合計所得金額が200万円（同一生計配偶者または扶養親族を有する方は、200万円に32万円と同一生計配偶者または扶養親

族1人につき35万円を加算した金額）以下の方で、失業、病気、その他の理由で、令和2年中の所得金額がなくなり、生活が著しく困難になった方は、市・県民税額の2分の1を減額します。
詳細 市民税課 ☎ 058(383)1114

13 介護保険料の減免の特例制度・徴収猶予

所得や事業に著しい損失を受けたなどの事情で、介護保険料の納付が困難な方が、一定の要件を満たす場合には、申請により納付の猶予などが可能となる場合があります。
また次の方は、保険料が減免されます（詳細は決まり次第お知らせします）。
対象 主たる生計維持者が次のいずれかに該当する方 ▼ 死亡した ▼ 重篤な傷病を負った ▼ 事業収入等が3割以上減少した（所得制限あり）
詳細 介護保険課 ☎ 058(383)1778

14・15 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免の特例制度・徴収猶予

所得や事業に著しい損失を受けたなどの事情で、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な方が、一定の要件を満たす場合には、申請により納付の猶予などが可能となる場合があります。
また次の方は、保険料が減免されます（詳細は決まり次第お知らせします）。
対象 主たる生計維持者（世帯主）が次のいずれかに該当する方 ▼ 死亡した ▼ 重篤な傷病を負った ▼ 事業収入等が3割以上減少した（所得制限あり）
詳細 医療保険課 ▼ 国保 ☎ 058(383)1112 ▼ 後期 ☎ 058(383)1128

16 国民年金保険料の免除・猶予の特例制度

収入の減少が見込まれる方は、令和2年2月分から6月分（7月分以降の申請は7月以降）、国民年金保険料の免除・猶予の特例が受けられます。
対象 次の全てを満たす方 ▼ 令和2

支援事業

貸付

17 生活福祉資金貸付制度

収入が減少し、生計維持のため貸付を必要とする世帯を対象に、無利子で貸付します。

貸付金額 ▼ 休業者向け（緊急小口資金）Ⅱ 20万円以内 ▼ 失業者等向け（総合支援資金）Ⅱ 月額15万円以内（単身世帯）、月額20万円以内（2人以上世帯）
詳細 市社会福祉協議会内 生活相談センターさぽーと（平日 午前8時30分～午後5時15分） ☎ 0120(190)365

TOPICS
相談窓口

新型コロナウイルス感染症による、生活への不安や問題などに対する相談窓口などをご紹介します。

市基幹相談支援センター
すまいる

「すまいる」では、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に関する地域の相談拠点として、総合的な相談業務を行っています。

生活の変化に戸惑っている方や、障がいのある方とその家族のお悩みをお聞きます。
日時 平日 8:30～17:15
詳細 市基幹相談支援センターすまいる ☎ 058-389-7111

子育てに関する相談窓口

子ども館や子育て支援課では、子育てに関する相談を電話で受け付けています。子育ての心配事などは、下記へご相談ください。

さくら ☎ 058-383-7613
あさひ ☎ 058-370-0500
うぬま ☎ 058-379-1177
そはら ☎ 058-383-5285
かわしま ☎ 0586-89-2634
詳細 子育て支援課 ☎ 058-383-7203

外国語相談窓口

外国語専用の電話相談を行っています。

日時 土曜日を除く 9:00～18:00
対応言語 英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、韓国語、タイ語、インドネシア語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、スペイン語、マレー語、モンゴル語
詳細 岐阜県国際交流センター ☎ 058-263-8066

配偶者からの暴力・児童虐待相談

生活不安・ストレスなどから家庭内での暴力などの増加・深刻化が懸念されています。不安や悩みを抱え込まず、どんな相談でもお気軽にご連絡ください。

下記の電話番号で、24時間相談を受け付けています。
詳細 DV相談プラス ☎ 0120-279-889

販売促進掲示板

商工会議所では、市内事業者を支援するため、ウェブサイト（下記QRコード）に事業所の情報を掲載しています。

宅配、テイクアウトを行っている事業所や、出張サービス・通信販売を行っている事業所を紹介しています。現在会議所会員でない事業所でも、掲載希望の方であれば、会員登録後（登録料が必要）、掲載します。
詳細 各務原商工会議所 ☎ 058-382-7101



お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口

収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活に関するさまざまな相談に応じます。
日時 平日 8:30～17:15
詳細 市社会福祉協議会内 生活相談センターさぽーと ☎ 0120-198-365

支 援 事 業

給付・助成・補助金

18 持続化給付金

特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額 ▼法人 200万円 ▼個人事業者 1100万円（いずれも上限は、昨年1年間の売り上げからの減少分）

詳細 持続化給付金コールセンター ☎0120（115）570

19 創業者向け持続化給付金
〔市独自〕

国の持続化給付金の対象とならない、創業間もない事業者（売上が20%以上減少した方）に給付金を支給し、事業継続を支援します。

給付額 50万円
詳細 商工振興課 ☎058（383）7284

20 雇用調整助成金

事業活動の縮小のため、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、雇用維持を図った場合、休業手当、賃金などの一部を助成します。

助成額 対象労働者1日1人につき上限8330円（5月15日現在）
詳細 雇用調整助成金コールセンター ☎0120（60）3999

21 雇用調整助成金（上乘せ）
〔市独自〕

従業員の雇用維持を図るために利用した、国の雇用調整助成金に上乘せして市から助成金を支給します。
詳細 商工振興課 ☎058（383）7236

22 雇用調整助成金申請等
手数料補助金 〔市独自〕

雇用調整助成金の申請に必要な申請書類の作成を、社会保険労務士に委託した場合、その費用の2分の1

を補助します。
詳細 商工振興課 ☎058（383）7236

23 新型コロナウイルス感染症
対応事業者応援補助金（県）

経営困難を乗り越えるため、事業継続に取り組む小規模事業者を支援します。詳細は、県ウェブサイトを（下記QRコード）などをご覧ください。



対象 前年同月比10%以上の売上減少が生じている、県内に主たる事務所を有する小規模事業者等
申請区分 ①サービス産業②製造業その他産業③新たなチャレンジ補助率 補助対象経費の3分の2以内（上限150万円）
申請 6月5日までに、▼①・② 県商工会連合会 ☎058（201）0182 ▼③ 県産業経済振興センター ☎058（277）1083

24 新型コロナウイルス感染症対応
事業者応援補助金（上乘せ）
〔市独自〕

県の新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金を活用し事業を

行った小規模事業者に、経費の一部を補助します。
補助率 補助対象経費の3分の1以内（上限75万円）
詳細 産業政策室 ☎058（383）1697

減免・特例拡充
・徴収猶予

25

中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置

中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋等の固定資産税、都市計画税が、2分の1または全額軽減されます（令和3年度課税分のみ）。
対象 令和2年2月～10月の任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上減少し、令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関等の認定を受けて申告した中小事業者等
詳細 資産税課 ☎058（383）4740

支 援 事 業

26 市税の徴収猶予「特例制度」

収入に相当の減少があった事業者は、最大で1年間、市税（令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する法人市民税、固定資産税などすべての市税）の徴収の猶予を受けることができます。

対象 次の全てを満たす納税者・特別徴収義務者▼令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した▼一時に納付し、または納入を行うことが困難である
詳細 税務課 ☎058（383）4773

27 生産性向上特別措置法による
固定資産税の特例措置の拡充

新規に設備投資を行う中小事業者などを支援するため、固定資産税を0円とする特例措置の適用対象を事業用家屋や構築物にも拡充します。
対象 生産性向上特別措置法の認定先端設備等導入計画に位置付けられた機械装置・器具備品などの償却資産や事業用家屋・構築物
詳細 産業政策室 ☎058（383）

29 セーフティネットなどの認定

国や県の融資制度の利用に必要なセーフティネット保証（4号・5号）・危機関連保証に係る認定書を発行します。
詳細 商工振興課 ☎058（383）7284

28 市小口融資 運転資金の
保証料全額補助 〔市独自〕

資金繰りが悪化した事業者が、市小口融資を利用し、「運転資金」として融資を受け、信用保証協会へ支払った信用保証料の全額を補助します。
詳細 商工振興課 ☎058（383）7284

融資・融資補助

1697、▼税の申告 資産税課 ☎058（383）4740

日々の生活に不安や危機感を持たれている市民の皆様、並びに事業者の方々に支援していくため、国や県はもとより、市もさまざまな支援策を創設しています。

本市においては、まずは国や県の支援策を確実かつ迅速に、その支援を必要としている方々に活用してもらえるよう、しっかりとサポートすることを念頭に置き、その上で、それらの支援の「隙間」になる部分についても、市単独の支援策を用意しています。今回は、それらの支援策の主なものを一覧としてまとめましたので、ご参考になれば幸いです。

今後も、刻一刻と変わる状況に的確に把握しながら、必要とされる支援、有効な対策を講じてまいります。

新型コロナウイルス感染症が完全に終息するまでは、まだまだ時間がかかります。引き続き、感染防止に向けた行動を粘り強く続けていただきますよう、お願いいたします。

市民の皆様に寄り添い、新たな感染拡大の防止策と社会経済活動の維持を両立させるための施策を、全力で行ってまいります。

各務原市長 浅野 健司

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載した行事・イベントを中止・延期する場合があります。

 **税務職員募集
(高校卒業程度)****試験日** ▷1次試験＝9月6日(日)▷2次試験＝10月14日～23日のうち指定する日**対象** ①令和2年4月1日時点で高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方、または令和3年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方②人事院が①に掲げる者に準ずると認める方
申込 6月22日 9:00～7月1日に人事院ホームページ**詳細** 名古屋国税局人事第二課 ☎052-951-3511 内線 3451 **家屋調査にご協力**

家屋の固定資産税などの算定に必要な評価額決定のため、職員が家屋調査に伺います。ご協力をお願いします。

対象 新築・増築などをした家屋(居宅・店舗・車庫・物置など)
内容 家屋の構造、屋根・外壁・内壁・天井・床など各部分の使用材料や、仕上げ状況などの調査と建築図面の確認**詳細** 資産税課 ☎058-383-840 **空き家リノベーション事業に登録**

「空き家リノベーション事業」は、借主がDIY(日曜大工)しながら、持ち家のように住むことができる事業です。

市では、この事業にご協力いただける「空き家」の貸主を募集しています。興味のある方は、下記へご連絡ください(利活用が困難と判断され、事業の対象とならない場合もあります)。

申込と詳細 建築指導課 ☎058-383-1482 **事業者の方へ採用活動への支援制度****【インターンシップ費用助成】**

市では、魅力ある(参加しやすい)インターンシップを展開してもらうため、企業の皆様が大学生などに支払った、交通・昼食費、宿泊代に加え、インターンシップご担当者の日当相当額の一部を補助します。

【合同企業説明会出展助成】

遠隔地の学校で積極的な採用活動をしている企業の皆様に、その交通・宿泊費の1/2を補助します。

【共通事項】**備考** 詳細は、市ウェブサイト(右記QRコード)または下記へ**詳細** 企業人材全力応援室 ☎058-383-7236 **貯水槽水道の適切な管理を**

貯水槽水道の設置者、所有者の方は、下記のとおり適切な管理をお願いします。

【清掃・点検の実施】

年1回以上、定期的に水槽を清掃してください。

【施設の管理】

有害物質や汚水により水が汚染されないように、日常の点検管理を行ってください。

【水質検査の実施】

年1回以上、定期的に水の色や濁りなどに関する検査を行ってください。また、蛇口から出る水に異常を認めたときは、必要な検査を行ってください。

【給水停止と利用者への周知】

給水する水が人の健康を害するおそれがある時は、直ちに給水を停止し、その水を飲まないよう利用者に周知してください。

詳細 水道施設課 ☎058-383-7116 **子ども広場補助制度**

自治会が遊具の設置や修繕、点検をする場合に、補助金を交付します。ご活用ください。

対象 子ども広場の遊具の設置、補修、撤去などかかる費用
補助額 費用の1/2以内**上限額** ▷設置や修繕＝20万円▷遊具の保守点検＝2万5000円**備考** ▷実施前に申請が必要▷新しく子ども広場を設置する場合は下記へ**申込と詳細** 河川公園課 ☎058-383-1111 内線 2756 **ブロック塀撤去補助制度**市内の公道に面した一定の条件を満たすブロック塀を撤去する場合に、補助金を交付します。
対象 道路面からの高さが40cmを超えるブロック塀で、地震などで道路に倒れる可能性のあるもの**補助額** 原則、市で定める標準事業費(1万円/m)の1/2。通学路や避難経路に面したブロック塀は、市で定める標準事業費の2/3。上限額は30万円**申込と詳細** 河川公園課 ☎058-383-1111 内線 2756 **道路上にはみ出した庭木は剪定を**

道路上にはみ出している生垣、庭木の枝などは、歩行者や車の円滑な走行を妨げ、事故の原因にもなります。

所有者は剪定などを行うなど、日ごろから適切な管理をお願いします。

詳細 建設管理課 ☎058-383-1904 **病児(病後児)保育園「こあら」利用案内**

病児(病後児)保育園「こあら」は、病気のため、保育所や幼稚園などに通えないお子さんのための保育園です。

仕事などを休めない保護者に代わり、保育士と看護師が連携してお子さんを一時的にお預かりします。

開設日時 月～金曜日 8:00～18:00**場所** 東海中央病院敷地内 病児(病後児)保育園「こあら」(蘇原東島町4)**対象** 0歳～小学6年生**備考** ▷今年度から、小学6年生までお預かりが可能になりました▷利用方法などの詳細は下記へ**詳細** 子育て支援課 ☎058-383-1154 **岐阜基地 航空機救難消防訓練**

航空機事故などが起こったときの被害を最小限に留めるため、法律に基づく訓練を行います。訓練に伴って黒煙が発生します。ご理解ください。

日時 6月18日(木) 5:20～8:30(予備日6月19日)**場所** 航空自衛隊岐阜基地内**詳細** 航空自衛隊岐阜基地渉外室 ☎058-382-1101 内線 2271 **教科書展示会**

教科書を一般公開し、地域の皆さんに、見ていただく機会を作ります。

期間 6月12日～25日 10:00～17:30(日・月曜日を除く)**場所** 中央図書館4階教育センター(那加門前町3)**詳細** 学校教育課 ☎058-383-1118 **成人式の対象年齢**

市では、成年年齢が18歳に引き下げられた後も、成人式は従来と同様、20歳になる年を対象に実施します。

今後、式の名称は「20歳を祝う会」などへの変更を検討していきます。

詳細 青少年教育課 ☎058-383-1484 **平和の日 関連イベント中止**

「平和の日」にちなみ、毎年開催する「平和の日パネル展」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止します。

また、例年お寄せいただく平和への思いを込めた折り鶴は、今年度は募集せず、来年度以降に募集、展示、奉納する予定です。ご理解をよろしくお願いします。
詳細 総務課 ☎058-383-2036 **市税の休日・夜間納付相談****日時** ▷休日相談＝6月14日(日) 13:00～17:00▷夜間相談＝6月9日～12日 17:15～20:00**場所** 市役所2階税務課**備考** ▷本庁舎北側地下入口からお入りください▷上記時間帯に、電話での納付確認を実施▷新型コロナウイルスの影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった方からの相談にも応じます**詳細** 税務課 ☎058-383-4773

今月の税納	市県民税	1期
	介護保険料	随時
	国民健康保険	1期
	後期高齢医療	随時

6月30日(火)まで

 測量調査にご理解とご協力を

令和3年3月31日まで、統合型GIS(地理情報を総合的に管理するシステム)整備事業に伴う現地測量を、市内各所で行っています。ご理解とご協力をお願いします。

備考 市が測量を委託している業者は、市発行の身分証明書を常時携帯しています**詳細** 情報推進課 ☎058-383-9928 **給付金・助成金を装った詐欺に注意**

新型コロナウイルス感染症に便乗した消費者トラブルが発生しています。「行政から委託された」などという業者からの電話や訪問、心当たりのない送信元からのメール、SMSなど、怪しい、おかしいと思うものには、反応しないようにしましょう。

少しでも不審に感じた場合や、トラブルに遭った場合は、早めに下記の連絡先か、消費者ホットライン(☎188)までご相談ください。

詳細 まちづくり推進課 ☎058-383-1884 **各務原マーケット日和2020中止**

例年11月3日に開催にしている「各務原マーケット日和」は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、お客様をはじめ、出展者、スタッフ、ボランティアの皆さまの健康・安全面を考慮し、中止します。ご理解をお願いします。

詳細 いきいき楽習課 ☎058-383-1042

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載した行事・イベントを中止・延期する場合があります。

 要保護・準要保護
児童生徒就学援助

市では、基準に基づき、学用品費・給食費などの援助を行っています。児童生徒の保護者の方で、次に該当する方は、学校に相談してください。

また、対象要件にかかわらず、新型コロナウイルスの影響により、家計が急変して経済的に困りの方もご相談ください。

対象 次のいずれかの措置を受けている方、生活状態により援助が必要と教育委員会が総合的に認めた方▷要保護児童生徒＝生活保護法に基づく保護を受けている▷準要保護児童生徒＝①生活保護法に基づく保護の停止または廃止をされた②児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給している③特別な事情により市民税の減免を受けている方④保護者の職業が不安定で、生活状況が特に悪いと認められるなど

援助内容 ▷要保護児童生徒＝修学旅行費▷準要保護児童生徒＝学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費、生徒会費、PTA会費、部活動・クラブ活動費
詳細 学校教育課 ☎ 058-383-1118

みんなの市民憲章

市民清掃の中止

市民憲章に掲げる「美しいまちづくり」の実践活動として、自治会連合会の賛同のもとに始まったのが「市民清掃の日」です。7月5日に予定していた市民清掃は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止します。

市民憲章推進協議会

 運転免許 有効期限
の延長措置を

現在、岐阜運転者講習センターでは、運転免許更新業務を休止しています。

運転免許証の有効期限が7月31日までの方を対象に、講習センターや警察署で延長の措置を行っています。失効することがないように、必ず期限内に手続きをお願いします。詳細は下記へお問い合わせください。

詳細 岐阜県警察 お問い合わせ専用ダイヤル ☎ 0120-694-540

 テクノプラザ
CAD 研修**[SOLIDWORKS 応用]****期間** 6月15日～16日(2日間)**費用** 2万900円**[CATIA V5 サーフェス]****期間** 6月17日～19日(3日間)**費用** 3万7400円**[SOLIDWORKS 図面]****期日** 6月22日(月)**費用** 1万1000円**【共通事項】**

備考 市内企業、市内在住・在勤の方の費用(市・県減免適用後。大企業は除く)

詳細 VRテクノセンター ☎ 058-379-6370

 6月は環境月間**【私たちにできること】**

▷必要なものを必要な量だけ買う▷できるだけ環境に良いものを選んで買う▷エコドライブを心がける

【食品ロスを減らそう】

▷買い物時に「買いすぎない」▷料理をする時は「作りすぎない」▷外食時に「注文しすぎない」▷最後まで残さず「食べきる」

詳細 環境政策課 ☎ 058-383-4232

 健(検)診の延期

6月1日から予定していた健(検)診は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開始時期を延期します。7月1日から実施を予定しています。

内容 ①各種がん検診(子宮がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、肺がん・結核検診、乳がん検診)、ヤング健診、肝炎ウイルス検診、結核検診、歯周病検診②特定健康診査、国保人間ドック(国民健康保険加入者が対象)③すこやか健診、さわやか口腔健診(後期高齢者医療制度加入者が対象)

詳細 ▷①＝健康管理課 ☎ 058-383-1115 ▷②＝医療保険課国保第一係 ☎ 058-383-1099 ▷③＝医療保険課医療保険係 ☎ 058-383-1128

 発達(就学)
相談会

日時 7月28日(火)・29日(水)・30日(木)・31日(金)
9:00～16:00

場所 産業文化センター(那加桜町2)など

対象 来春小学校に入学するお子さんと保護者

申込と詳細 7月1日までに、市内幼稚園や保育所、こども園、福祉の里または学校教育課 ☎ 058-383-1118

健診などに駐車料を補助

健診などで市の有料駐車場(3時間超)を利用した方に、駐車補助券をお渡しします。

対象となる健診など 広報紙の記事の備考欄に記載

申込と詳細 母子健康手帳と駐車場入口で受け取った駐車券を持参し、健康管理課 ☎ 058-383-1115

 受診しよう！
乳幼児健康診査**【7月の4か月児健康診査】**

期日	場所	対象出生児
6日(月)	総合福祉会館	令和2年2月1日～15日
7日(火)		令和2年2月16日～29日
8日(水)	東保健相談センター	令和2年2月

内容 医師の診察、身体計測、栄養・育児などの個別相談

持参品 子育てファイル[わかば]

【7月の11か月児健康診査】

期日	場所	対象出生児
27日(月)	総合福祉会館	令和元年8月
28日(火)	東保健相談センター	

内容 医師の診察、身体計測、歯科・栄養・育児などの個別相談

持参品 子育てファイル[わかば]

【7月の1歳6か月児健康診査】

期日	場所	対象出生児
13日(月)	総合福祉会館	平成30年12月1日～15日
14日(火)		平成30年12月16日～31日
15日(水)	東保健相談センター	平成30年12月

内容 医師・歯科医師の診察、身体計測、個別相談

持参品 子育てファイル[わかば]

備考 ▷歯みがきをして受診してください(歯の汚れの検査あり)▷当日幼児フッ素塗布受診票を発行(1人1回分・無料)

【7月の3歳児健康診査】

期日	場所	対象出生児
20日(月)	総合福祉会館	平成29年5月1日～15日
21日(火)		平成29年5月16日～31日
22日(水)	東保健相談センター	平成29年5月

内容 医師・歯科医師の診察、尿検査、聴覚検査、眼科検査、身体計測、個別相談

備考 尿を入れる容器(6月中旬郵送)と、目と耳に関するア

ンケートを記入し、持参

【共通事項】**受付時間** 13:00～13:30

対象地区 ▷総合福祉会館＝那加・川島・蘇原・稲羽地区▷東保健相談センター＝鵜沼地区

持参品 母子健康手帳、問診票(記入済のもの)

備考 ▷指定日に受診できない方、集団での健診が難しい方は事前に下記へ▷所要時間は約2時間▷駐車料補助あり

申込 健診当日 8:30～12:50にインターネット予約(右記QRコード)。健診会場窓口でも予約可

詳細 健康管理課 ☎ 058-383-1115、東保健相談センター ☎ 058-379-7888

 ご利用ください！
「クローバー」**【お気軽に相談ください】**

母子健康包括支援センター「クローバー」は、妊娠・出産・子育て期の総合相談窓口です。来所にて相談希望の方は、事前に下記へ予約をしてください。

【産後ケア事業】

市では、出産後育児などの支援が必要な方を対象に、産後ケア事業を実施しています。

対象 下記の全てに当てはまる、生後5か月未満の赤ちゃんとお母さん▷産後に家族などからサポートが十分受けられない▷産後の回復が思わしくない▷自宅での育児に不安がある

内容 健康管理や産後の生活のアドバイス、乳房管理、沐浴や授乳などの育児手技の指導など

費用 ▷宿泊型＝1泊7500円▷訪問型＝1日2250円

備考 利用可能日数など、詳細はお問い合わせください
詳細 健康管理課内母子健康包括支援センター「クローバー」 ☎ 058-383-7204

 風しん抗体検査・
予防接種

市では、これまでに公的接種を受ける機会がなかった、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、風しん抗体検査と予防接種を実施します。

今年度は、昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性に、無料クーポン券を6月初旬に送付します。抗体検査及び予防接種を受けるときは、必ず市が発行したクーポン券をご持参ください。

期間 令和4年3月31日まで(今年度送付のクーポン券の有効期限は令和3年3月31日)

場所 風しん抗体検査及び風しん5期定期予防接種実施医療機関(厚生労働省ウェブサイト「風しんの追加的対策」について(右記QRコード)をご確認ください)

持参品 ▷抗体検査＝クーポン券、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、保険証など)▷予防接種＝クーポン券、本人確認書類、風しん抗体検査の結果HI法8倍以下または同程度とわかる書類

備考 ▷昨年度、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性へ送付したクーポンの有効期限は、令和2年3月31日までとなっておりますが、令和3年3月31日まで延期します。紛失した場合、再発行が可能です。▷詳細は市ウェブサイト(右記QRコード)または、クーポン券同封の書類をご確認ください

詳細 健康管理課 ☎ 058-383-1115

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

名称	電話番号
■ 感染症や症状に関する相談	
岐阜保健所 (帰国者・接触者相談センター)	058-380-3004
県民総合相談窓口(コールセンター)	058-272-8198
各務原市役所 健康管理課	058-383-1115
厚生労働省	0120-565653
■ イベントや行事の中止や延期、施設の休館など	
市広報課	058-383-1900
■ 小・中学校、特別支援学校、放課後児童クラブなど	
市教育委員会事務局 総務課	058-383-1117
市教育委員会事務局 学校教育課	058-383-1118
■ 幼稚園、保育所など	
市子育て支援課	058-383-1154
■ 中小企業者など	
市商工振興課	058-383-7284
各務原商工会議所	058-382-7101
■ 県の感染症拡大防止協力金 (1事業者あたり 50万円)	
「協力金」の専用相談窓口	058-278-2551

名称	電話番号
■ 特別定額給付金 (1人につき 10万円)	
給付金相談専用ダイヤル	058-383-7295
■ 一時的な資金の貸付、生活の困りごと	
市社会福祉協議会	0120-198-365
■ 市税や保険料など	
市税(税務課)	058-383-4773
国民健康保険料(医療保険課)	058-383-1112
後期高齢者医療保険料(医療保険課)	058-383-1128
介護保険料(介護保険課)	058-383-1778
水道料金・下水道使用料 (水道料金事務センター)	058-389-0051
下水道事業受益者負担金(下水道課)	058-383-6607
■ 市役所に来庁不要な転出の届出や証明発行	
市民課	058-383-1078
■ 悪質商法に関する相談	
市消費生活相談室	058-383-1884
■ ポルトガル語・英語などによる相談窓口	
県在住外国人相談センター	058-263-8066



三尾 優凜加ちゃん (H31.1.30 生)

我が家の天使♡いつも笑顔をありがとう。これからますます大きくなあれ！
(晃範さん・宏美さん、蘇原東栄町)



田辺 凰莉ちゃん (H31.2.3 生)

食べるの大好き！！これからもいっぱい大きくなってね♡
(輝威さん・恭子さん、那加前洞新町)



「各務原市公式 **LINE**」で、子育て・イベント、
「元気ッズ」募集などの情報を逃さずゲット！

右のQRコード®から、または
「@kakamigahara」で検索！



各務原市の
人口・世帯

人口 | 14万7421人 (男 7万2948人・女 7万4473人)
世帯 | 6万695世帯
令和2年5月1日現在

環境保護のため、
植物インキを
使用しています。

